

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部長

「長野県優良産廃処理業者認定制度の手引」の改正について(通知)

貴会におかれましては、日頃より、本県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第5号)が令和2年2月25日に公布され、その一部が令和2年10月1日から施行されることに伴い、標記手引を下記のとおり改正しました。

については、貴会会員への手引改正に係る周知について御配意願います。

記

1 改正の概要

- (1) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として、申請者が作成した書類の添付の代わりに、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出できることとされた。
- (2) 処分業者の事業の透明性に係る基準として、「処分を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持出先の情報を開示することの可否」を、許可の更新の申請の日前6月間(優良認定業者は従前の許可日から当該申請の日までの間)、インターネットを利用する方法により公表し、変更の都度更新を行っているという要件を追加。
- (3) 財務体質の健全性に係る基準として以下を追加。
  - ・申請者が法人である場合には直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
  - ・「直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること」と「前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が零を超えること」のいずれかを満たすこと。

2 施行日

令和2年10月1日

担 当	資源循環推進課 廃棄物審査係
(課長)	伊東 和徳 (担当) 小林 碧
電 話	026-235-7164
F A X	026-235-7259
E-mail	junkan@pref.nagano.lg.jp